

# 航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令の概要

自治税務局企画課

## 1 改正理由

航空機燃料譲与税法は、航空機燃料税の $\frac{1}{3}$ 分の $\frac{2}{3}$ （平成23年から平成25年までの間は $\frac{9}{10}$ 分の $\frac{2}{3}$ ）に相当する額を、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与するものである。

平成25年3月31日に枕崎飛行場が供用廃止となったことに伴い、同譲与税額の算定を行う際に必要となる補正区分について所要の改正を行う必要がある。

## 2 改正内容

別表第一（管理の態様による補正）における補正率5.0の欄から「枕崎飛行場」を削除する。

別表第四（管理の態様による補正）における補正率0.2の欄から「枕崎飛行場」を削除する。

## 3 施行期日

公布の日

## 4 適用区分

平成26年3月以後の譲与時期に係る航空機燃料譲与税から適用。